

監 査 報 告 書

学校法人 愛知産業大学
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

令和元年5月15日

学校法人 愛知産業大学

監事

青木高弘 

監事

豊林由美子 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人愛知産業大学寄附行為第14条の規定に基づく監査報告を行うため、学校法人愛知産業大学の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査を行った。

監査を実施するに当り、「学校法人愛知産業大学 監事監査規程」に準拠した方法により実施した。

具体的監査の方法は、理事会及び評議員会に常時出席し業務の報告を聴取し、重要な書類等を閲覧するとともに会計監査人と連携し、必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人愛知産業大学の業務は適正であり、計算書類は当該年度末における財産の状況を適正に表示しており、学校法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認められた。

以上